第三十四条の二の十二を次のように改める。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

第三十四条の二の十二　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

第三十四条の二の十二の次に次の一条を加える。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

第三十四条の二の十二の二　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

第三十四条の二の十四第一号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次号」の下に「、次条第二項、第三十四条の二の十六第二項第三号及び第三十四条の二の十六の二」を加える。

第三十四条の二の十五第一項各号列記以外の部分中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項第二号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に、「次条第二項」を「次条第二項第一号及び第三十四条の二の十六の二」に改め、同条第二項中「第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に」を「第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項に」に改め、「法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する」を削る。

第三十四条の二の十六第一項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次項」の下に「及び第三十四条の二の十六の三」を加え、同条第二項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

第三十四条の二の十六の次に次の二条を加える。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）

第三十四条の二の十六の二　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第三十四条の二の十六の三　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

第三十四条の二の十七第三号ニ⑴及び第三十四条の二の二十五第一項中「第三十四条の二の三十」を「第三十四条の二の三十の二」に改める。

第三十四条の二の三十中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改め、同条第二号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同条を第三十四条の二の三十の二とし、第三十四条の二の二十九の次に次の一条を加える。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第三十四条の二の三十　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

第三十四条の四十九中「リスク」の下に「並びに当該銀行代理業者の所属銀行が講ずる法第十二条の三第一項に定める措置の内容」を加える。

第三十四条の五十三の二第三号ニ⑴及び第三十四条の五十三の十第一項第二号中「第三十四条の五十三の十七」を「第三十四条の五十三の十七の二」に改める。

第三十四条の五十三の十二第一項中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定紛争解決機関が存在する場合　当該銀行代理業者の所属銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定紛争解決機関が存在しない場合　当該銀行代理業者の所属銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第三十四条の五十三の十七中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改め、同条第二号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同条を第三十四条の五十三の十七の二とし、第三十四条の五十三の十六の次に次の一条を加える。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第三十四条の五十三の十七　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義